

○南伊豆地域清掃施設組合管理者の職務を代理する職員を定める規則

南伊豆地域清掃施設組合規則第3号

令和6年6月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する同法第152条第2項の規定による南伊豆地域清掃施設組合管理者の職務を代理する職員は、事務局長の職にあるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

